

はじめに

「外環（東京外かく環状道路）」は昭和 41 年に高架の高速道路（関越～東名）として計画決定した後、地元の強い反対運動によって、根本建設大臣の時に凍結されました。しかし、平成 13 年、石原慎太郎都知事、扇千景建設大臣（当時）の現地視察後の発言によって動き出しました。P I（パブリックインボルブメント＝市民参加の手法）を経て、2007（平成 19）年に地下方式へ都市計画が変更され、さらに 2014（平成 26）年 3 月に大深度法の使用の認可と都市計画事業の承認・認可が下りました。

（1）外環本線

「外環本線」は地上権が適用できない、通常開発が行われない地下 40 メートルより深い大深度地下で造られます。

邑上守正前武蔵野市長は「外かく環状線は首都圏のネットワークとして必要を認めるが、環境安全を最大限に配慮して建設するように」と発言、この考えは現在も引き継がれています。

<問題点>

- ・ **地下水への影響**——水道水の 80% に地下水を利用している武蔵野市では、水量、水質汚染などへの影響を心配している。
井の頭池、善福寺池が枯れるのではないか。
水脈への影響、地盤沈下の心配。
- ・ **温暖化による集中豪雨**の激化が考慮されていない。
- ・ **低周波振動**による人体への影響。
- ・ **大気汚染**——武蔵野市の場合は青梅街道 IC（インターチェンジ）と三鷹市の北野の IC、JCT（ジャンクション）にある合計 5 本の排気塔から、季節により、風向きにより排気ガスが落ちてくる。排気塔の直下よりも 800～1600m の範囲に落ちると言われている。
脱硝装置、フィルター交換、特に PM2.5 除去なども課題である。
- ・ **交通問題**——青梅街道 IC による吉祥寺東町、南町、北町の生活道路への車の流入の増加が懸念されている。外環本線と外環の 2 によって、吉祥寺中心に向っての宮本小路、稲荷小路、さらに女子大通り、五日市街道、井の頭通りの交通量の一層の増加、渋滞が予想され、それに伴う生活道路への自動車の流入が心配されている。
- ・ **災害時（地震）・トンネル内の事故の場合の安全性**。歩いて開口部まで避難できるのか。
- ・ **大深度トンネルの寿命**は 55 年とも 60 年とも言われているが、その後はどうなるのか。
- ・ **1 メートルあたり約 1 億円と言われる工事費**！ 16 km で 1 兆 6 千万円！！
- ・ **税金の使いみち**として、優先順位は首都高速道路の補修や福島原発を含めた東日本大震災の復興が先ではないか。
- ・ **オリンピック**に間に合わせると言ってきたが、2018 年 3 月 21 日、オリンピックまで

に開通は困難と発表した。

<新たな課題が次々と>

- ・2015年に計画幅員40mを中心に両側40m、計120mの幅で家屋調査が行われました。
- ・外環計画地には都市計画法に基づき、建築などの制限、有償譲渡についての制限がかかります。これについては、2014年7月15日の「国など事業者の説明の会」（武蔵野市主催）でも説明があり、オープンハウスも開かれましたが、納得できる丁寧な説明はなされていません。
- ・全部が大深度地下である武蔵野市には直接の影響がありませんが、I C、J C T部分では地中拡幅部の計画変更がなされました。これに対して関係住民が異議申し立てをしましたが、却下されました。
- ・地中拡幅部の工事はこれまでにない規模の難工事だといわれています。入札をめぐる談合疑惑がニュースになり、入札をやり直し、設計も遅れています。
- ・こうした中で、2017年2月に世田谷区でシールドマシンの発進式が行われました。
- ・2018年5月～6月、世田谷区の野川から酸欠気泡が発生、また、地表に地下水が流出しました。
- ・2019年1月、練馬区大泉でシールドマシンの発進式がありました。
- ・緊急時の避難計画策定に向けて、関係区市では意見書を出すなどさまざまな動きがありましたが、避難計画はまだできていません。
- ・次々と出てきた課題について、説明会やオープンハウスでの国の対応は、一方的なものに止まり、不十分なままです。

(2) 外環の2 (地上部街路)

高架式的高速道路を大深度地下にしたのは、主に以下の理由によるものです。(P I 協議会の2年間の話し合いの「中間まとめ」参照)

- ① 地域の分断を避ける。
- ② 立ち退き戸数を減らす。(3000戸→1000戸)
- ③ 土地を無償で使用できるので、建設費を少なくし、早期に完成できる。

それにもかかわらず、地上にも自動車道路をつくろうというのが、「外環の2」です。

「外環の2」を造ることによって、①地域は分断されます。②立ち退き戸数は増えます。

③土地の買収費が必要になります。

そもそも、高架の高速道路が大深度地下に計画変更になったときに、地上部の自動車道路は無くなったと私たちは認識していました。平成13年に石原都知事、扇大臣(当時)が吉祥寺南町を視察した時の発言は、新聞・テレビでも報道されました。

武蔵野市前市長は「外環の2は武蔵野市には必要が無いと考えている。必要性のデータを出しての話し合いの会の推移をみまもる。」と発言しています。

武蔵野市議会は平成18年に「外環の2に反対する」意見書を東京都、国に提出し、その後も平成31度まで度々、同様の意見書を国と東京都に提出しています。

<武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会>

- ・東京都が「外環の2 (地上部街路)」について、必要性の有無から話し合うために平成

21年に始めました。公募委員10名(抽選)と3コミセンの代表、PI委員、国・東京都・武蔵野市から2名ずつ、計20名で構成されています。

- ・公募委員——大島陽一、城戸毅、黒木泰二郎、小林英二郎、佐藤誠、佐野佳奈、西村まり、古谷圭一。コミセン代表——原利子(井部文哉の後任)、中村和子(泉昭正の後任)、河田鐵雄。PI委員——濱本勇三。(公募委員の1名が転居、1名が逝去)
- ・2、3ヶ月に1回、2015年までに24回を開催しました。
- ・当初は記録を作成するつもりがなかった都の外環事務局に、記録の作成と公開を認めさせるために時間を費やしました。その結果、これまでの内容は、東京都のホームページから見ることができます。
(<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kiban/gaikaku/>)
- ・「外環の2」(地上部道路)の必要性についての「話し合いの会」は継続しています。この会は傍聴できます。傍聴者は資料をもらえ、アンケート(傍聴の感想、質問など)を出すことができます。
- ・しかし、第24回が2015年12月17日に開催された後、第1回~24回の中間のまとめ(仮称)を作成するために、「話し合いの会」は中断しています。5名の住民も参加した作業部会は30回を超え、遠からず「中間のまとめ」ができた後、概要版を作成、住民に配って、広く意見を聞く会を開催することになっています。東京都の職員の異動が早くて、「話し合いの会」に直接関わっていた人は一人もいなくなりました。
- ・東京都は初めから、「話し合いの会」は結論を出す会ではなく、話し合いを参考に複数の計画案を作成すると言っていました。
- ・武蔵野市の住民の構成員(現在12名)は全員が武蔵野市に「外環の2」は必要が無いと考えています。(第24回話し合いの会での意見表明から)

<参考>

- ・練馬区は「話し合いの会」6回終了後、「広く意見を聴く会」を3回開催して、東京都はまとめを出しました。2013(平成25)年12月に東京都は幅員40m、22m、18mの3案を提案。翌年6月には22mを素案と決め、11月の都市計画審議会に提出。この3kmについては計画変更しました。
- ・杉並区は第14回「話し合いの会」を2017年10月26日に開催しました。その後、東京都は一方的に休止の通告をしました。
- ・三鷹市ではまだ「話し合いの会」が開催されていません。

(3) むさしの地区外環問題協議会

平成18(2006)年に吉祥寺東コミセン、本宿コミセン、本町コミセン、吉祥寺南町コミセンの4つのコミセンのネットワーク事業として発足。その後、本町コミセンが抜けて、現在は3コミセンのネットワーク事業として続いています。3コミセンの代表が世話人になります。

「外環道路計画」に「賛成」「反対」「よくわからない」に関わらず参加して、正しい、また最新の情報を共有し、学習し、発信し、私たちのまちづくりを考えていくことを目的に活動しています。

市役所（まちづくり推進課）はオブザーバーとして、準備会から関わっています。協議会の主な活動の一つは「学習会」の開催です。

学習会は住民に「外環」問題が継続中であることをアピールする目的もあります。特に武蔵野市の場合、外環本線が大深度地下になったことで、自分たちとは関係ない、終わってしまったと思っている人が少なからずいます。本線は地下になったものの、地上にこの成熟した住宅街、公園をつぶし、井の頭通り（14m）の3倍近い幅の道路を造る計画があることを忘れないでほしいのです。

（４）裁判

- ・武蔵野「外環の2」訴訟（提訴2008年。原告：上田誠吉氏→上田圭子氏）は、2015年11月に東京地裁の判決が出ましたが、多くの行政裁判と同じく、計画段階で裁判になじまないと「却下」されました。2016年東京高裁、2017年最高裁でも棄却されました。長い裁判でしたが、住民は裁判のおかげで多くのことを学びました。
- ・東京外環道訴訟（大深度地下使用認可無効確認等）（提訴2017年、原告13名）は現在進行中です。第6回公判が2019年9月9日（月）14：00～に開催予定です。東京地裁101法廷。ぜひ傍聴にいらしてください。
- ・この間、練馬区でも青梅街道 IC 裁判（継続中）、外環の2 練馬裁判（2018年終結）の2件が提訴されています。

（５）その他

- ・外環については「外環反対連盟」（代表：濱本勇三氏）、「外環ネット」（代表：大塚康高氏）という関係区市をつなぐ新旧のネットワークがあります。
- ・「外環ネット」は7区市の情報交換をし、必要に応じてさまざまなレベルでの運動を展開しています。
- ・各区市には喜多見ぼんぼこ会議、市民による外環道路問題連絡会・三鷹、外環道路検討委員会・杉並、調布・外環沿線住民の会、野川べりの会その他多数の住民の会があります。

■関係6区市の情報は国交省、東京都の外環のホームページで知ることができます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gaikan/>（国交省外環国道事務所のHP）

<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kiban/gaikaku/>（東京都都市整備局のHP）

東京外環プロジェクトでも検索できます。（シールドマシンの現在位置なども）

■民間では、下記のホームページにも情報が載っています。

<http://gaikan.net/index.html>（外環ネットのHP）

stop-gaikan2 または 止めよう外環の2 で簡単にHPにたどり着きます。

そこから多方面にリンクでつながっているので、情報を集めることができます。

文責：むさしの地区外環問題協議会

吉祥寺南町コミュニティセンター

電話：0422-43-6372

〈付記〉14年間の記録を2枚にまとめるために、年号の不統一など読みにくい点をご容赦ください。